

改正

平成19年4月17日告示第446号

平成24年3月21日告示第254号

平成26年12月24日告示第1043号

山形県認定こども園の認定の基準及び運営の基準に関する規程を次のように定める。

山形県認定こども園の認定の要件に係る基準及び運営の基準に関する規程

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 認定の要件に係る基準（第3条—第7条）

第3章 運営の基準（第8条—第15条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この規程は、山形県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年10月県条例第54号。以下「条例」という。）第3条各項に規定する要件に係る基準及び認定こども園の運営の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この規程において使用する用語は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第2号。以下「告示」という。）及び条例において使用する用語の例による。

第2章 認定の要件に係る基準

（学級の編制）

**第3条** 条例別表第1項第3号の学級については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数により編制するものとする。

（1）満3歳以上満4歳に満たない子どもの学級 原則20人以下

（2）満4歳以上の子どもの学級 原則30人以下

（保育に従事する者の資格の特例）

**第4条** 幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって満3歳以上の子どものうち長時間利用児の保育に従事する者を保育士とすることが困難であるときは、幼稚園の教員の免許状を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものが保育士となる資格の取得に努めていると認められる場合に限り、その者を当該長時間利用児の保育に従事する者とする事ができる。

2 保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって学級担任を幼稚園の教員の免許状を有する者とする事が困難であるときは、保育士であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものが幼稚園の教員の免許状の取得に努めていると認められる場合に限り、その者を学級担任とする事ができる。

（建物及びその附属設備等の設置の特例）

**第5条** 条例別表第3項第1号の知事が別に定める場合は、次に掲げる要件を満たす場合とする。

（1）子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。

（2）子どもの移動時の安全が確保できること。

2 条例別表第3項第2号の屋外遊戯場について知事が別に定める場合は、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の付近に次に掲げる要件を満たす場所がある場合とする。

（1）子どもが安全に利用できること。

（2）利用時間を日常的に確保できること。

（3）子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。

（4）条例別表第4項第3号に規定する面積の要件を満たすこと。

3 条例別表第3項第2号の調理室について知事が別に定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。この場合において、第1号及び第3号の場合にあっては調理のための加熱、保存等の機能を有する設備を、第2号の場合にあっては必要な調理設備を備えるものとする。

(1) 次に掲げる要件を満たし、当該認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行う場合

イ 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その長が衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

ロ 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

ハ 調理業務の受託者を、当該認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等に配慮した調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

ニ 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

ホ 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(2) 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの人数が20人に満たない場合

(3) 構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）附則第5条の規定に基づく認定により、公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業の特例措置の適用を受ける保育所により構成される認定こども園である場合

（認定こども園の園舎等の面積の特例）

**第6条** 条例別表第4項第1号の知事が別に定める場合は、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、保育室又は遊戯室の面積が同項第2号に規定する要件を満たす場合とする。

2 条例別表第4項第2号の知事が別に定める場合は、満3歳以上の子どもについて、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、園舎の面積（満3歳に満たない子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳に満たない子どもの用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）が同項第1号に規定する要件を満たす場合とする。

3 既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、屋外遊戯場の面積が条例別表第4項第3号イの要件を満たすときは、同号ロの要件を満たすことを要しないものとする。

4 既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、屋外遊戯場の面積が条例別表第4項第3号ロの要件を満たすときは、同号イの要件を満たすことを要しないものとする。

（教育及び保育の内容）

**第7条** 条例別表第5項に規定する全体的な計画及び指導計画は、告示第5に規定する内容を参酌して作成するものとする。

### 第3章 運営の基準

（認定こども園の長）

**第8条** 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理運営を行う能力を有する者とする。

2 認定こども園の長は、すべての職員の協力を得ながら当該認定こども園の一体的な管理運営を行うものとする。

（満3歳以上の子どもの教育及び保育を行う者）

**第9条** 認定こども園は、満3歳以上の子どもの教育及び保育を行う者について、幼稚園の教員の免許状及び保育士となる資格を併有する者を配置するよう努めるものとする。

（保育に従事する者の資質の向上等）

**第10条** 認定こども園は、次に掲げる事項に留意して、保育に従事する者の資質の向上等を図るものとする。

る。

- (1) 保育に従事する者の資質は教育及び保育の要であり、自らその向上に努めることが重要であること。
- (2) 教育及び保育の質の確保及び向上を図るためには日々の指導計画の作成、教材の準備、研修等が重要であり、これらに必要な時間について、午睡の時間及び休業日の活用、非常勤職員の配置等、様々な工夫を行うこと。
- (3) 幼稚園の教員の免許状を有する者と保育士との相互理解を図ること。
- (4) 認定こども園においては、教育及び保育に加え、保護者の子育て力の向上につながるような子育て支援事業等多様な業務が展開されるため、職員（認定こども園の長を含む。）に対する当該認定こども園の内外における研修の幅を広げること。
- (5) 認定こども園の内外における適切な研修の計画を作成し、実施するとともに、当該認定こども園の内外における研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組立て等に配慮すること。
- (6) 認定こども園の長には、当該認定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力並びに地域の人材及び資源を活用していく調整能力が求められるため、こうした能力を向上させること。

（子育て支援）

**第11条** 認定こども園は、次に掲げる事項に留意して、子育て支援事業を実施するものとする。

- (1) 単に保護者の育児を代わって行うのではなく、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談、親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育て力の向上を積極的に支援すること。
- (2) 子育て世帯からの相談を待つだけでなく、認定こども園から地域の子育て世帯に対して働きかけていくような取組みも有意義であること。
- (3) 子育て相談又は親子の集いの場を週3日以上開設する等、保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を確保すること。
- (4) 保育に従事する者が研修等により子育て支援に必要な能力をかん養し、その専門性及び資質を向上させていくとともに、地域の子育てを支援するボランティア、特定非営利活動法人、専門機関等と連携する等、様々な地域の人材及び社会資源を活かしていくこと。

（情報開示）

**第12条** 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めるものとする。

（補償の体制）

**第13条** 条例別表第7項第4号に規定する補償の体制は、適切な保険又は共済制度への加入等により整備するものとする。

（教育及び保育の質の向上）

**第14条** 認定こども園は、条例別表第7項第5号の規定による評価の結果の公表を通じて、教育及び保育の質の向上に努めるものとする。

（表示義務）

**第15条** 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成19年4月17日告示第446号）

この規程は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成24年3月21日告示第254号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第5条第3項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成26年12月24日告示第1043号）

この規程は、山形県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例（平成26年12月県条例第98号）の施行の日から施行する。